

津山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託 公 募 要 領

1. 事業名

津山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託
(以下、「自動販売機設置及び管理業務」という。)

2. 事業の目的

津山工業高等専門学校における学生・教職員の福利厚生を充実させるため、自動販売機の設置、管理運営を行う。

3. 事業の内容

自動販売機の設置・管理運営
(自動販売機の種類, 設置台数, 設置場所は別紙 1 のとおり。)

4. 事業期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで
(更新なし)

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則(独立行政法人国立高等専門学校規則第 41 号) 第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成 27 年度の中国地域の「役務の提供等」又は「物品の販売」の「A」、「B」、「C」及び「D」等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 自動販売機の設置、運営事業について 3 年以上の実績を有し現在も継続中であること。

6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所, 企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
住所: 〒708-8509 岡山県津山市沼 624-1
担当: 津山工業高等専門学校 総務課 契約係
Tel: 0868-24-8225
Fax: 0868-24-9405
E-mail: keiyaku@tsuyama-ct.ac.jp

(2) 企画提案書の提出方法

- ① 提出方法は、正 1 部、副 5 部を送付又は持参すること。

○ 送付

- ・簡易書留等で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体で提出すること。
- ・受領確認後、受領書を事務連絡先に送付する。

○ 持参

- ・受付時間：平日 8:30-17:00（12:15-13:00 を除く。）
- ・提案書類は紙媒体で提出すること。
- ・受領確認後、受領書を事務連絡先に送付する。

② その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提出すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、本要領、企画条件及び審査基準を熟覧のうえ提案しなければならない。
- ・企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(3) 提案内容

- ・企画提案書には、次の内容を各項目に分けて明瞭に記載すること。
- ・設置場所毎に、商品の重複を避ける審査を行います。

a. 必要条件

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力・ノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑥ 事業に必要な設備・施設を保有していること。
- ⑦ 別紙 2「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を伝えること。

b. 評価項目

- ① 販売管理体制（商品の品質保証、自動販売機の保全等のチェック体制等）
販売商品の賞味・消費期限管理、食品衛生管理体制などについて説明すること。
- ② 販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制
速やかな補充体制が整っているか説明すること。
- ③ 自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収処理方法
処理、リサイクル方法等を説明すること。
- ④ クレームに対する対応方法
対応を説明すること。
- ⑤ 設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル
省エネ、環境対応レベルにより配点するので、詳細を記入すること。

設置する自動販売機は、新品、中古を問わない。

- ⑥ 商品の種類
どのようなメーカーのどのような種類の商品が扱えるか一覧表等資料で示すこと。
季節による商品の種類も示すこと。
- ⑦ 1度に販売設定できる種類の数
1度に販売設定できる種類の数を示すこと。
- ⑧ 販売手数料
毎月の売上高の何%かを手数料として計上すること。
- ⑨ その他自動販売機設置・運営等に関して特筆する提案

(4) 提出書類

- ① 企画提案書 正1部, 副5部
- ② 会社パンフレット・概要(経歴, 事業内容及び規模等が分かるもの)
. 1部
- ③ 直近3年の各会計年度における決算関係書類(決算報告書の写)
. 1部
- ④ その他提案に際し, 必要と思われる資料, パンフレット等 1部
- ⑤ 自動販売機の設置, 運営事業についての実績一覧 1部
- ⑥ 資格審査結果通知書(写) 1部
- ⑦ 公募要領5の(1)及び(3)に該当しない者であることを誓約した書類
. 1部
- ⑧ 販売する商品により許可が必要な場合, 過去の販売及び営業許可証の写
し 1部
- ⑨ 参考見積書(本事業を受託する場合の販売手数料の割合がわかる見積書
. 1部

(5) 企画提案書の無効

企画提案書で次の各号の一に該当するものは, これを無効とする。

- ・公告及び本要項に示した参加資格のない者の提出したもの
- ・件名のないもの
- ・下記6.(6)の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの
- ・虚偽の内容が記載されている提案書(契約締結後であっても虚偽が判明した場合は, 契約を解除する。)
- ・その他提案に関する条件に違反したもの

(6) 企画提案書等の提出期限等

提出期限:平成27年8月17日(月)17時00分必着

提出先:上記(1)に示す場所

(7) その他

- ・企画提案書の作成費用については, 選定結果にかかわらず企画提案者

の負担とする。

- 提出された企画提案書等については返却しない。
- 本校が必要と認めた場合は、書類の追加提出及びヒアリングを求めることがあるので、応じること。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

設置する自動販売機ごとに個別に決定する。

選定委員会において、提出された企画提案書等の内容を審査基準に基づき選考を行う。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり

(3) 選定結果の通知

選考終了後、7日以内に全ての企画提案者に結果を通知する。

8. 契約締結

選定委員会において選定した者を、契約予定者として決定する。また、契約については、その者に見積書を提出させ、本校の予定価格を下回る場合は、次順位者に見積書を提出させる。

9. 契約に係る情報の公表

契約者が国立高等専門学校機構と一定の関係を有する者（機構の役員経験者が再就職していること、又は課長相当職以上の経験者が役職等として再就職していること）である場合には、機構から契約者への再就職状況等について公表を行うこととしているので、当該情報の提供に協力すること。詳細については、以下を確認のこと。

<http://www.kosen-k.go.jp/procurement/230701keiyakukouhyou.pdf>

10. スケジュール

- (1) 公募開始：平成27年7月13日（月）
- (2) 公募締切：平成27年8月17日（月）17時00分
- (3) 契約予定者の決定：平成27年9月14日（月）
- (4) 契約締結：平成27年9月16日（水）
- (5) 契約期間：平成27年10月1日から平成32年9月30日まで
（更新なし）

11. その他

事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

また、これにより難い特別な事情が生じた場合は、委託者及び受託者間で協議し、定めるものとする。

自動販売機設置場所等

設置場所	設置スペース全体
友朋会館	奥行き90cm 高さ200cm 幅570cm 以内
寄 宿 舎	奥行き90cm 高さ200cm 幅780cm 以内
(新設) 図 書 館	奥行き90cm 高さ200cm 幅150cm 以内
(新設) 体 育 館	奥行き90cm 高さ200cm 幅240cm 以内

※ 自動販売機の大きさは、固定板等含めて各設置スペースに収まるものとする。
(回収ボックススペースを除く。)

※ コーヒー飲料, 紅茶飲料, 無糖茶飲料, 炭酸飲料, ミネラルウォーター, スポーツ飲料, 乳酸菌飲料, 乳飲料, ビタミン飲料, 果汁飲料, 野菜飲料等の自動販売機とする。

※ 友朋会館, 寄宿舍については, アイスクリームの自動販売機の提案をそれぞれ1台優先する。ただし, これらに対する提案がない場合は, 上記と同様とする。

※ 体育館については飲料のみとし, スポーツ飲料の提案を優先する。

※ 図書館についてはペットボトル飲料のみとする。

※ 寸法による台数の制限はないものとする。

※ たばこ, 酒類及び類似品の販売は禁止する。

津山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託 企 画 条 件

1 事業の目的

津山工業高等専門学校における学生・教職員等の福利厚生を充実させるため自動販売機の設置・管理運営を行う。

2 事業の内容

津山工業高等専門学校における飲料等の自動販売機の設置・管理運営業務（自動販売機の種類・設置スペース・設置場所等は公募要領の別紙 1 のとおり）

3 契約期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで（更新なし）

4 禁止事項

- ① たばこ、酒類及び類似品の販売は禁止する。
- ② 受託者は、一切の商取引を自らの名義において行うものとし、委託者の名義を使用してはならない。

5 自動販売機の設置及び維持管理運営

自動販売機の設置運営業者は、自動販売機の設置及び維持管理運営を自らの責任で行うこと。

- ① 設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとする。
- ② 水道を利用しないこと。
- ③ 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ④ 自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ⑤ 常に販売商品の賞味・消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。衛生管理及び感染対策については、関係法令等を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行うこと。
- ⑥ 販売品の安全確保のため、「食品添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ⑦ 自動販売機のメンテナンス、点検を定期的の実施し、故障等が生じないように配慮すること。
- ⑧ 販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入、廃棄物の搬出にかかる時間又は経路については、学生・教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入・搬出に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。
- ⑨ 代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運営業者が実施すること。

また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運営業者が対応すること。

- ⑩ 自動販売機に併設した場所に、販売する容器の種類(缶・ペットボトルなど)に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、自動販売機の設置運営業者の責任で回収すること。
- ⑪ 自動販売機及び回収ボックスの周辺は、清掃して常に清潔に保つこと。
- ⑫ 自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自販機に明示すること。
- ⑬ 販売商品は、自動販売機の設置運営業者の提案によるメーカーの物とするが、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。
- ⑭ 販売価格は、希望小売販売価格より 10 円以上値引きすること。
- ⑮ 販売する商品により関係法令による許可が必要なものは、許可を取ること。
- ⑯ 自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本校からの要望がある場合には、本校担当者と協議すること。
- ⑰ 販売商品(衛生管理に起因するものを含む)、自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運営業者の責任において全て行うこと。

6 販売手数料

自動販売機の設置運営業者は、四半期毎に、売上高に一定の割合を乗じた販売手数料を本校に納付すること。

① 自動販売機の設置運営業者は、毎月の売上高及び売上数量を、月末締めにて翌月の 10 日までに本校に報告すること。

② 販売手数料は、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。

7 学校財産貸付料

自動販売機設置に伴う土地建物賃借料は免除する。

8 必要経費

自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は自動販売機の設置運営業者が負担する。

- ① 自動販売機の業務開始に伴う設置及び業務終了に伴う撤去に要する工事費、移動費等は自動販売機の設置運営業者が負担する。
- ② 自動販売機の設置運営業者は、自動販売機設置に伴う光熱水料を本校が指定する口座に期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。
- ③ 検針のための子メーター、子メーターの取付、原状回復に係る費用等は設置運営業者の負担すること。
- ④ その他自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は、自動販売機の設置運営業者が負担する。

9 原状回復

自動販売機の設置運営業者は、契約期間が満了したとき又は契約書に基づき契約が解除されたときには、速やかに原状回復すること。

10 その他

この企画条件に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議する。

津山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託 企画提案書作成要領

1. 書式

A4 縦判、横書きとする。

使用する文字の大きさは、11 ポイント以上とする。

(ただし、フロー及び図に使用する際は、この限りではない。)

2. 総ページ数

制限なし。

ページ数を各ページの下段中央に付すこと。

(表紙はページ数に含まないものとする。フロー及び図についても、これに準じてページ数を付すこと。)

3. 提出部数

正1部，副5部

4. 表紙

必ず所定の表紙（別紙様式 1）を使用すること。

5. 設置希望物件

- ・ 別紙様式 2 により、作成すること。

- ・ 各設置場所に複数台提案する場合は、優先順位の順に記入すること。

6. 提案内容

必要条件と評価項目について、別紙様式 3～別紙様式 5 により明瞭に記載すること。

7. 企画提案書は、日本語及び日本国通貨で記載し、作成等にかかる費用については、選定結果にかかわらず提案者の負担とする。また、提出された提案書等については返却しない。

8. 企画提案書に虚偽の記載があった場合は、無効とする。また、契約締結後に虚偽が判明した場合は契約を解除する。

9. 公募要領を熟覧の上記入すること。

整理番号		部番号	
------	--	-----	--

※整理番号は担当部局で記入する。

津山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託事業
企 画 提 案 書

平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

社印及び代表者印

担当者氏名
Tel
Fax
E-mail

設置場所	台数	物件番号	主な商品の種別	規格			
友朋会館		1		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		2		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		3		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		4		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		5		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		6		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
寄宿舎		1		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		2		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		3		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		4		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		5		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
		6		奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
図書館				奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm
体育館				奥行き	cm, 高さ	cm, 幅	cm

※ 主な商品の種別はコーヒー飲料, 紅茶飲料, 無糖茶飲料, 炭酸飲料, ミネラルウォーター, スポーツ飲料, 乳酸菌飲料, 乳飲料, ビタミン飲料, 果汁飲料, 野菜飲料, アイスクリームから選択すること。

【必要条件】

※必要条件①～⑦について説明すること。（複数ページ可）

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力ノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑥ 事業に必要な設備・施設を保有していること。
- ⑦ 公募要領別紙 2「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行えること。
（例）公募要領別紙 2「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行うことはできます。詳細は評価項目資料〇〇ページに記載

【評価項目】

※設置希望物件に共通する項目、①～④について説明すること。(複数ページ可)

- ① 販売管理体制（商品の品質保証、自動販売機の保全等のチェック体制等）

- ② 販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制

- ③ 自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収処理方法

- ④ クレームに対する対応方法

【評価項目】

※設置希望物件ごとに違う項目、⑤～⑨について説明すること。(複数ページ可)

設置希望場所：_____

物件番号：_____

- ⑤ 設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル

- ⑥ 商品の種類（どのようなメーカーのどのような種類の商品が扱えるか一覧表等資料で示すこと。季節による商品の種類も示すこと。）

- ⑦ 1度に販売設定できる種類の数

- ⑧ 販売手数料率

- ⑨ その他自動販売機設置・運営等に関して特筆する提案

審査基準

1. 採択案件の決定方法

設置する物件毎に個別に決定する。

提案された企画について書類審査を行い、下記の3. 評価方法により最も評価点の高いものを契約予定案件として決定する。

2. 審査方法

(1) 審査員の構成

審査においては、津山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする。）委員が審査を行う。

(2) 書類審査による審査

企画提案書に基づき、選定委員会において、書類審査を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料及びヒアリングを求めることがある。

3. 評価方法

企画提案書を総合的に判断し書類審査によって決定する。

(1) 4. の必要条件を満たさない者は不合格とする。

(2) 4. の必要条件を満たした者について、契約物件毎に5. の評価項目について評価し、点数化する。各審査委員の評価点の合計を平均したものを得点とする。

(3) 友朋会館および寄宿舍についてアイスクリームのうち得点の高いものをそれぞれ1台優先する。飲料の提案のみの場合は、その中から決定する。

(4) 商品の重複をさけるため友朋会館、寄宿舍それぞれに下記の①～④により契約予定者を決定する。

①最初に得点の高い物件1台を決定する。

②最初に決定した物件と同じ商品の場合は、得点が高くても選択しない。

③最初に決定した物件と違う商品であり、得点の高いものを次の物件として決定する。

④以降は、先に決定した物件と商品が違う得点の高い物件から順に決定する。

⑤設置場所は、本校が指定する。

(5) 物件は、得点の高い者を契約予定者として決定する。

4. 必要条件

以下については、必要な条件とし、満たすことが出来ない者は不合格とする。

(1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

(2) 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力・ノウハウを有していること。

(4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

(5) 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(6) 事業に必要な設備・施設を保有していること。

(7) 公募要領別紙2「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行えること。

5. 評価項目

- (1) 販売管理体制（商品の品質保証、自動販売機の保全等のチェック体制等）
（10点）
- (2) 販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制（5点）
- (3) 自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収処理方法（5点）
- (4) クレームに対する対応方法（5点）
- (5) 設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル（10点）
- (6) 商品の種類（10点）
- (7) 1度に販売設定できる種類の数（10点）
- (8) 販売手数料（30点）
- (9) その他自動販売機設置・運営等に関して特筆する提案（15点）